

## インターネット通販の定期購入に関する総額表示の明確化

インターネット広告で健康食品や化粧品が「お試し価格」などとして安価に購入できるとあったので申し込んだところ、一回だけのつもりが定期購入になっていたというトラブルが急増しています。

1回目を試した後、2回目が届いたので事業者にお問い合わせしたところ「定期購入なので決められた回数を購入してからでないと解約できない。」などと言われ、初めて定期購入であることに気付くというものです。

最近ではスマートフォンの広告サイトを見て注文する人が増えていますが、画面が小さいこともあり、定期購入であることの表示や総額の表示が申込みボタンに近接したところではなく、膨大な画面をスクロールしないと当該表示にたどり着けない、文中に紛れ込んでおり他の文章との見分けがつかないなど、消費者がよほどの注意を払わない限りは認識できないような表示となっているものがあります。

こうしたトラブルの相談は近年急増しており、今年度は12月31日現在で約800件に上り、最終的に昨年度（483件）の倍、5年前（97件）の10倍に達する勢いがあります。

そこで、こうしたインターネット広告について、消費者が契約内容を容易に認識できるようにして消費者トラブルを防止するため、以下の事項について要望します。

### 記

- 1 特定商取引に関する法律第11条に定める表示事項の第1号「商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価」について、定期購入の場合を考慮し「総額」を明記すること。
- 2 消費者が注文内容を最終的に確認する画面において、定期購入の総額を表示することを同法施行規則やガイドラインに明記するなど必要な措置を取ること。

平成29年2月20日

内閣府特命担当大臣 松本 純 様

埼玉県知事 上田 清司